

役員報酬及び費用に関する規程

（目的）

この規程は、一般社団法人ビルディング・オートメーション協会の定款第30条（報酬等）に基づき、役員報酬および費用に関する事項について定める。

（役員報酬）

役員は無報酬とする。

特別な事項が発生した場合には、総会の決議を経て決定する。

（活動経費）

協会の業務を遂行するために、要する費用に関する事項について定める。

（1）交通費

原則、東京都内とその隣接県への交通費は支給しないが、遠隔地への交通費は、実費精算にて支給する。

但し、理事会が認めた場合は東京都内とその周辺の隣接県への交通費も支給する。

（2）宿泊費

宿泊費は、実費精算にて支給する。

但し、宿泊費は、1万円を目安とする。

（3）職務経費

職務を行うために要する費用は、支給する。